

上天草市病院事業公正入札調査に関する基準

制定 平成24年3月8日病院事業管理者決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、建設工事の入札の適正を期し、入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うため、その基準となるべき事項を定めるものとする。

(調査審議)

第2条 前条に掲げる事項は、上天草市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）が調査審議する。

2 委員会に関しては、上天草市公正入札調査委員会設置要領（平成16年上天草市告示第26号）によるものとする。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。